

第7期 雲南市農業委員会第18回総会議事録

1. 日 時 令和3年12月20日(月) 13:30~14:35

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員(17名)

2番 板持 齊	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝	5番 柳原 昌広
6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕
10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武
14番 渡部 晴夫	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員(2名)

1番 三島 輝昭 15番 小田川 清

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二 局長 田部 公利 主査 白築 香 主幹 土江 慶彦
主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第124号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第125号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第126号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第127号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第128号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第129号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第18回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、17番佐藤博子委員、18番嘉本輝雄委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告（常設審議委員会案件）について ・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について ・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項 ・ 会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第124号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書11ページ、議第124号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。12ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆。地目は議案書のとおりで合計面積は690㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は相当以前から耕作しておらず灌木類が繁茂し、山林原野化してしまったということです。令和3年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 非農地証明の対象となる農地についてですが、今回、この土地は耕作が不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議につい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>てよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願ひします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>それでは、議第124号についての説明を終わります。次に、質疑はございませぬか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませぬか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第124号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませぬか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第124号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第125号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第125号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。14ページをご覧ください。図面については9ページから掲載しています。</p> <p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆で関係者は1名、面積は343㎡です。令和3年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号2番と3番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆で関係者は1名、合計面積は121㎡です。令和3年11月18日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号4番と5番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆で関係者は1名、合計面積は4,453㎡です。令和3年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号6番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆で関係者は1名、面積は56㎡です。令和3年12月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号7番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆で関係者は1名、面積は826㎡です。令和3年12月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号8番から15番、〇〇町〇〇地区については、地目は田8筆で関係者は5名、合計面積は3,429㎡です。令和3年11月29日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号16番から22番、〇〇町〇〇地区については、地目は田7筆で関係者は2名、合計面積は7,970㎡です。令和3年11月29日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号23番と24番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆で関係者は1名、合計</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>面積は3,077㎡です。令和3年12月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号25番から31番、〇〇町〇〇地区については、地目は田5筆、畑2筆で関係者は1名、合計面積は4,501㎡です。令和3年11月19日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号32番から39番、〇〇町〇〇地区については、地目は田7筆、畑1筆の合計8筆で関係者は2名、合計面積は5,555㎡です。令和3年11月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。すべての地区の合計は、地目が田36筆、畑3筆の合計39筆、関係者は15名で合計面積は30,331㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、それでは、議第125号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第125号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第125号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第126号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。なお、今回は申請案件のうち、議事参与の制限に該当する案件がございますので、申請番号9番と10番を除く案件について、最初に審議いたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第126号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は11件の申請が出ております。議案書は19ページをご覧ください。図面資料は32ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は3,367㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。申請地は現在も譲受人が耕作を任されているとこのことで、お茶やみかん等を作っておられます。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、譲受人にもらってほしいとお願いをされたそうです。確認委員は議案書の通りです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は152㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、申請地の近くに住んでいる譲受人にもらってほしいとお願いをされたそうです。申請地はもともと少し荒れた状態だったようですが、譲受人が既に整備を進めておられ、権利取得後は柿などの果樹を植える予定だそうです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,153㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は空き家付き農地制度を利用し、申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請地は先月の第17回総会で空き家付き農地として下限面積別段の面積を設定した農地です。譲受人は空き家と農地をセットで取得される予定で、取得後は野菜作りを行われるとのこと。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は467㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は以前より譲受人に耕作を任せていたため譲渡する。譲受の申請事由は譲渡人の要望により、申請地を譲り受け、農業経営を主宰するということです。申請地は見た目上、譲受人の田と合わさって一つの田の形になっているため、以前から譲渡人にお問い合わせされて譲受人が耕作をされていたようです。譲渡人が高齢であることから、譲渡人の希望で今のうちに所有権移転をしておこうということになったそうです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は337㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。譲渡人は現在所有地等の整理を行っておられ、譲受人が今回の申請地を含め、建物やその他土地等をもらえることになったそうです。申請地は譲受人の家の前にあり、現在も譲受人が耕作をされているようです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は2,247㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するということです。申請地は元々譲受人のお父さんが利用権の設定を受けて耕作を行っていた場所です。所有権取得後も変わらず耕作されるとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,330㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>面積は741㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号11番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は2,069㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するという事です。譲渡人が高齢になり耕作ができなくなったことから申請地は休耕田となっていました。そこで、譲受人が申請地の荒廃を防ぐため、もらい受けて耕作を行うと申し出られたようです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
12番	はい
議 長	はい。どうぞ。
12番	<p>12番です。申請番号3番の空き家付き農地取得の案件について聞き取り調査を行いましたので説明させていただきます。申請者は現在借家にお住まいで、周辺で野菜づくりをしておられるということです。今回、空き家付き農地取得をきっかけに本格的な野菜づくりを始めるそうです。ご主人も農家の出身で、農業に関しては全く問題ないということです。ただ、非常に広い畑で、不作地が出ないように、努力して耕作していくということでした。現在、農業機械などは持っていないので、今後は必要に応じて購入していくそうです。また、自治会にも加入して地域の皆さんと交流を図っていくということでした。以上ですので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、それでは、議第126号のうち、申請番号9番と10番を除く案件についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第126号農地法第3条の規定による許可申請については、はじめに本案件のうち申請番号9番と10番を除く案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第126号農地法第3条の規定による許可申請については、本案件のうち申請番号9番と10番を除く案件を申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、議事参与の制限に該当する申請番号9番と10番の案件について審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、2番委員には、ご退席を願います。</p> <p>(2番委員 退席)</p>
議 長 事務局	<p>それでは、申請番号9番と10番の案件について、事務局より説明を求めます。議案書は21ページをご覧下さい。図面資料は56ページからです。</p> <p>申請番号9番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は256㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は耕作が困難であるため、地元の農業経営者へ譲渡する。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号10番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は702㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上2件についても、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、申請番号9番と10番についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第126号農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号9番と10番の案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第126号農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号9番と10番の案件については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>2番委員には、ご着席を願います。</p> <p>(2番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第127号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書23ページ、議第127号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。24ページをご覧ください。図面は、65ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆。地目は議案書のとおりで申請面積は9.92㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は申請地に墓地を移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第127号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第127号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第127号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第128号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページ、議第128号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書26ページをご覧ください。図面については71ページから掲載しております。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は186㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で来客用駐車場を整備されます。転用理由は現在ある駐車場は10台分しかないため、催しがあれば不足し、また檀家も高齢となり安全を確保するため申請地を譲り受け、駐車場を整備したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、申請に係る土地からおおむね300m以内に〇〇駅があることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は224㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で来客用駐車場を整備されます。転用理由は現在ある駐車場は10台分しかないため、催しがあれば不足し、また檀家も高齢となり安全を確保するため申請地を譲り受け、駐車場を整備</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は495㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟115.93㎡を建築されます。転用理由は現在〇〇県内のアパートに住んでいるが、家族も増えるため実家近くの当該申請地に居宅を建てたいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆。申請面積は合計193㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟49.68㎡を建築されます。転用理由は現在県外で借り住まいであるが、帰郷するため申請地を借り受け、住居を建築したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は465㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟121.25㎡を建築されます。転用理由は現在実家に住んでいるが、母親の足腰が弱く実家の坂道の歩行が困難であるため、申請地を譲り受け、住宅を新設したいとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。なお、本件は、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の2筆。申請面積は合計61㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は貸貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は宅地進入路で進入路を整備されます。転用理由は住宅建築予定地の進入路として利用したいということです。始末書が提出されており農地法の認識不足から平成30年頃より宅地進入路として利用してしまっただとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の2筆。申請面積は合計164㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で自家用駐車場と来客用駐車場を整備されます。転用理由は現在の駐車場は狭く不便であるため申請地を譲り受け駐車場として利用したいということです。始末書が提出されており農地法の認識不足から平成30年頃より駐車場として利用してしまっただとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は156㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で自家</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>用駐車場と来客用駐車場を整備されます。転用理由は現在の駐車場は狭く不便であるため申請地を譲り受け駐車場として利用したいということです。始末書が提出されており農地法の認識不足から平成30年頃より駐車場として利用してしまったとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号9番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は225㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟82.81㎡を建築されます。転用理由は現在借り家住まいであるので申請地を譲り受け、住宅を建築したいということです。始末書が提出されており農地法の認識不足から昭和54年頃に車庫を建築してしまったとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。以上報告します。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議 長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>17番 はい</p> <p>議 長 はい。どうぞ。</p> <p>17番 17番です。申請番号6番から9番まで関連がありますので、一緒にご説明させていただきます。地図を見ていただければと思いますので、資料102ページから104ページまでです。申請地は、〇〇の近くのところになります。103ページの斜線が引いてあるところの一番下の左側が申請番号6番の申請地です。中央の斜線が申請番号7番の申請地です。一番右側の道路に近い斜線が申請番号8番の申請地となっています。こちらの方の聞き取りをいたしましたところ、104ページの地図を見ていただきたいと思いますが、それぞれ申請地の下側に新しい道路ができています。これは平成30年に雲南市の改良工事として市道が整備されました。この際、三角の農地が発生し、埋め立てをされたようです。これによって、その当時、埋め立てもされているし、地目変更もされていると皆さん思っ、て、駐車場なり、進入路として使われてきました。今回、所有権の移転登記を始めようとしたときに、申請地が農地だとわかって今回の申請に至った次第です。この該当地は平成30年に道路改良工事に伴い、進入路と駐車場として使用してきました。認識不足から事前着工しており、今後、十分注意し万全の管理で臨むことを固くお誓ひいたしますと3名の方から始末書が出ています。それと、もう1件の申請番号9番です。こちらは住宅関係の申請ですが、103ページの道路より上の斜線が引いてあるところが申請番号9番となります。この申請地には建物が有り、現在、譲受人が借家として使用されています。今回、その土地を譲り受けられて新たに住宅を建築したいということで、所有権の移転登記をしようと思ったら農地であったということです。この件に関しても、この度、農地法第5条の許可申請をするにあたり、申請地の土地は畑でしたが、親族が昭和54年頃に車庫を建築し、その際に地目の変更がなされてなかったということで、現在まで利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足からこのようなことになり申しわけありません。今後は、この様なことはいたしませんということで始末書が出されております。以上、4件について関連がありましたので一緒に説明させていただきました。以上でございます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	他に補足説明はありませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、それでは、議第128号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第128号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号5番を除く案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第128号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号5番を除く案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号5番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第128号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号5番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。
議 長	次に、議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書29ページ、議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書30ページをご覧ください。今回は設定件数19件。内訳は〇〇町5件、〇〇町9件、〇〇町1件、〇〇町4件で、そのうち〇〇町2件、〇〇町4件はしまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸となります。借り受け戸数は11戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととしますが、利用権賃借と利用権一括方式の資料に分けておりますので、協議の際にはご注意ください。あの時計で、14時30分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。 (休憩)
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、〇〇町より申し上げます。
9 番	はい、9番です。まず、31ページの1番から3番の案件については、いずれも再設定ですので、問題はないと判断いたしました。36ページの一括方式の14番の案件につきましては新規となっておりますが、耕作者が法人ですので、これも問題ないと判断いたしま

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 5 番	<p>した。よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>はい、5番です。〇〇町は4番から12番までの9件となりますが、いずれも再設定であり、妥当と判断いたしました。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長 11 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>はい、11番です。13番の件につきましては、再設定であり問題ないと判定いたしましたので、審議の程をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長 16 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>はい、16番です。15番から17番についてですが、いずれも新規であります。農事組合法人が借り受けますので問題ないと考えております。審議の程をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:35終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____